

平成二十五年十月九日

青森県教育委員会第七百七十七回定例会

期日 平成二十五年十月九日(水)  
場所 教育庁教育委員会室

## 会議次第

### 一 開会

### 二 報告

- 報告第一号 議案に対する意見について ..... 1  
報告第二号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県情報  
公開・個人情報保護審査会への諮問について (非公開の会議)

### 三 議案

- 議案第一号 青森県立郷土館協議会委員の人事について ..... 2

### 四 その他

- 職員の懲戒処分の状況 ..... 3  
県立三本木農業高校及び同校馬術部における不適切な財務事務について (別紙)  
青森県馬術連盟による補助金不正受給事案の調査結果について (別紙)

### 五 委員長選挙

### 六 閉会

# 報告第一号

## 議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

### 記

一 平成二十五年度青森県一般会計補正予算（第三号）案（教育委員会所管分）

# 議案第一号

青森県立郷土館協議会委員の人事について

青森県立郷土館協議会委員の人事を次のとおり行う。

青森県立郷土館協議会委員に任命する

任期は平成二十五年十月十二日から

平成二十七年十月十一日までとする

平成二十五年十月十二日

|     |     |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
|-----|-----|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|----|
| 宮   | 五十嵐 | 中山 | 小笠原 | 木村 | 齋藤 | 齋藤 | 上野  | 山田 | 工藤 | 安藤 | 齋藤 |
| くみ子 | 百合子 | 信義 | 裕美子 | 房雄 | 麻毅 | 光子 | 志津子 | 巖子 | 雅世 | 勝寿 | 信夫 |

青森県教育委員会

[その他]

## 職員の懲戒処分の状況

平成25年10月（9月1日～9月30日分）

青森県教育委員会

### 事案1（処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 三八地域の高等学校 講師（25歳 男性）

②事件の概要等 酒気帯び運転

- ・当該職員は、平成25年7月17日（水）、勤務終了後、車で出掛け、八戸市内の居酒屋近くの駐車場に車を止め、午後6時前に居酒屋に到着、午後11時頃まで、友人と飲食した。
- ・居酒屋では、ビールを中ジョッキで3～4杯、日本酒を1合程飲酒した。
- ・その後、友人と別れ、一人でラーメンを食べた後、駐車場に向かった。
- ・駐車場から車を運転して少し走行したところで、警察官が道路に出てきたので停車した。警察官に息を吹くよう指示され、反応がでたことから取り調べを受け、平成25年7月18日（木）午前0時6分検挙された。検挙時のアルコール呼気量は0.49mg/lであった。
- ・8月8日（木）、運転免許取消の行政処分を受けた。
- ・8月30日（金）、道路交通法違反で刑事処分（略式命令による罰金刑30万円）を受けた。

③処分内容 懲戒免職

④処分年月日 平成25年9月25日

### 事案2 ①被処分者 東青地域市部以外の小学校 教諭（36歳 男性）

②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）

- ・平成25年6月22日（土）午前7時59分頃
- ・東津軽郡外ヶ浜町内の国道
- ・最高速度40km/hのところ、71km/hで走行

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成25年9月3日

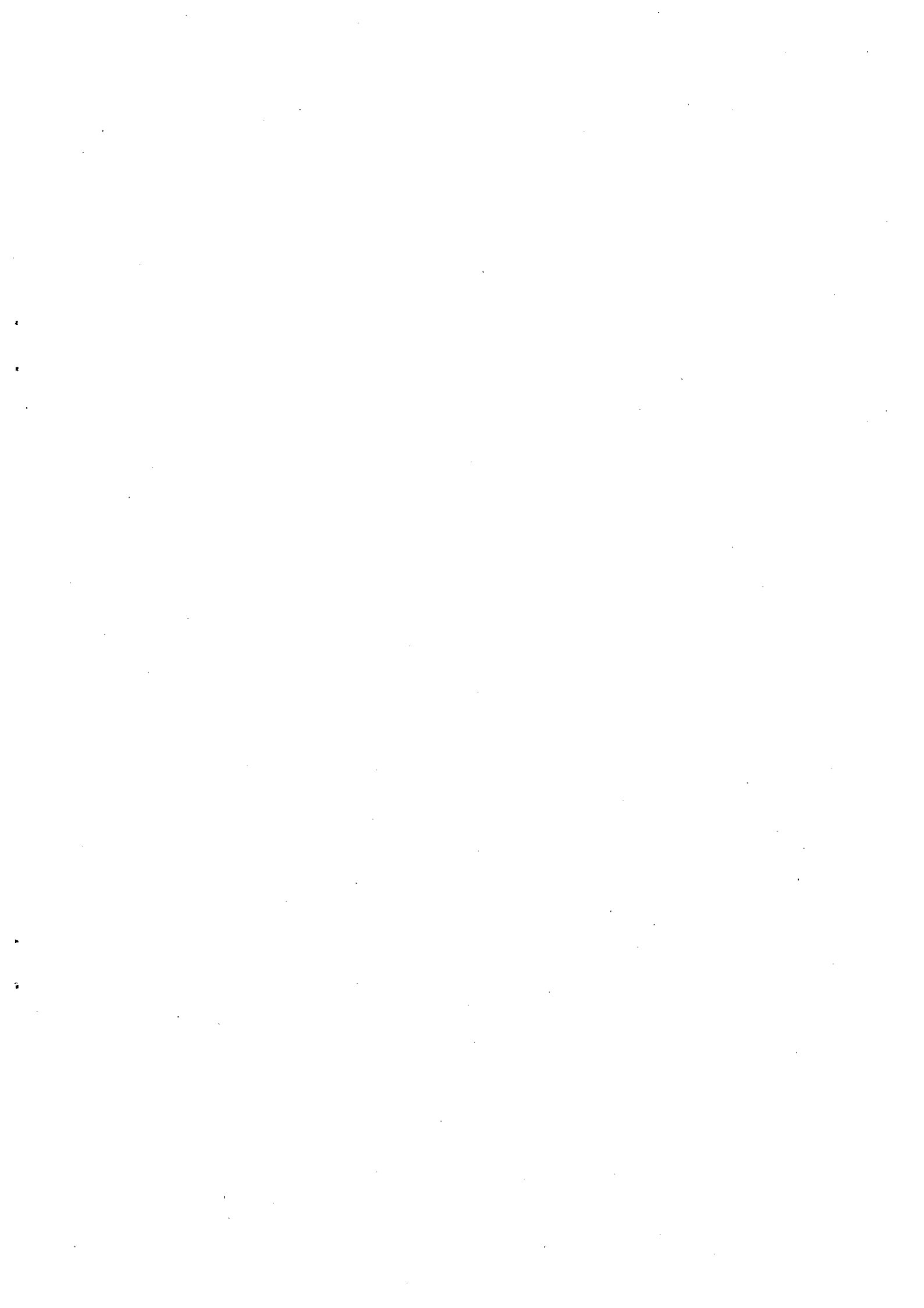
### 事案3 ①被処分者 下北地域むつ市の小学校 教諭（38歳 男性）

②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）

- ・平成25年6月7日（金）午後7時32分頃
- ・上北郡野辺地町の国道
- ・最高速度50km/hのところ、83km/hで走行

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成25年9月25日



## [その他]

### 県立三本木農業高等学校及び同校馬術部における不適切な財務事務について

#### 1 経緯

平成25年7月31日(水)、三本木農業高校及び同校馬術部の財務事務について問題があるとの情報提供があったことから、同校に事実関係の調査を指示するとともに、随時校長に報告を求めるなど、これまで確認作業を進めてきたところ、財務事務の不適切な執行が確認された。

#### 2 確認されている主な事項

- (1) 三本木農業高校の元教諭(61歳。元馬術部顧問で、退職後は外部コーチ。)が、無断で県所有馬1頭を畜産業者に売却しようとし、馬の年齢詐称が判明し未遂に終わった。
- (2) 動物出納簿との照合等の結果、県所有馬4頭のうち2頭が行方不明となっており、別の馬に入れ替わっている。
- (3) 高校生強化事業費補助金について、青森県高等学校体育連盟馬術専門部(部長は同校校長。)の事務を担当していた当該元教諭が、実際には実施していない強化事業を実施したように実績報告書を偽造し、平成24年度の補助金(298,000円)を不正に受給した。

※「高校生強化事業費補助金」

県が青森県体育協会を通じて、青森県高等学校体育連盟の各専門部等が高校生の競技力向上のための合宿等を行う際の交通費等を補助するもの。

#### 3 今後の対応策

県立三本木農業高校及び同校馬術部における不適切な財務事務について、同校で調査を進めているところであるが、教育庁内に調査チームを設置し、その実態と原因を明らかにするとともに改善策を策定する。

- (1) 設置時期 平成25年10月4日(金)
- (2) 構成 チームリーダー 佐藤教育次長、チーム員 5名

## [その他]

### 青森県馬術連盟による補助金不正受給事案の調査結果について

#### 1 不正事案の概要

県が県体育協会を通じて県馬術連盟に交付しているすべての補助金について、県体育協会に対し調査を依頼したところ、下記事項が判明した。

- (1) 国民体育大会等派遣費補助金のうち、大会に使用する馬を運搬するための「馬匹運搬費」について、水増しした見積書や領収書等を偽造し、虚偽の報告をしていたこと。
- (2) 馬匹運搬を請け負っていたとする「あすなる馬術振興会」は活動実態のない団体であること。
- (3) 馬匹運搬費の補助金を別項目に不正に流用していたこと。
- (4) 不正が認められたのは馬匹運搬費に係る部分のみであり、その他の補助金については不正が認められなかったこと。

#### 2 調査結果

平成25年9月25日付けの県体育協会からの報告内容について、県教育委員会では、県教育委員会、県体育協会及び県馬術連盟が保有する関係書類を突合し、関係者から聴取した結果、県体育協会の報告どおり、上記の内容について確認した。

#### 3 返還額

国民体育大会等派遣費補助金のうち、馬匹運搬に係る経費について、実際に馬を運搬した事実が確認できた経費を補助対象経費として認定した上で、返還額を確定させた。なお、平成25年度分は、県馬術連盟が県体育協会に全額自主返還したものである。

| 年 度    | 交付済額       | 返還額        |
|--------|------------|------------|
| 平成20年度 | 1,835,200円 | 1,368,534円 |
| 平成21年度 | 655,426円   | 655,426円   |
| 平成22年度 | 974,216円   | 674,217円   |
| 平成23年度 | 1,056,291円 | 889,625円   |
| 平成24年度 | 1,198,053円 | 1,158,053円 |
| 小計     | 5,719,186円 | 4,745,855円 |
| 平成25年度 | 778,543円   | 778,543円   |
| 合計     | 6,497,729円 | 5,524,398円 |

#### 4 今後の対応

- (1) 平成20年度から平成25年度までの国民体育大会等派遣費補助金の不正受給額について、交付決定の一部取り消しを行い、県体育協会に対して返還を求める。
- (2) 10月3日付けで県体育協会に対し、補助金を交付している全ての競技団体の調査と、再発防止策の作成を指示した。